

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、平成7年（1995年）に容器包装ごみをリサイクルするために制定された。その後、法附則第3条に基づいて、平成18年（2006年）に一部改正されたが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となった。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態である。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっている。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められている。レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られている。

よって、我が国においても一日も早く持続可能な社会への転換を図るため、下記のとおり発生抑制と再使用を促進するための仕組みを検討し、容器包装リサイクル法を改正することを強く要望する。

記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討すること。

2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のような様々な課題への対応について検討すること。

(1) レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促すこと。

(2) 容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大すること。

3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 3月31日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 渡辺 盛

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

環境大臣 様

経済産業大臣 様

農林水産大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣 様

消費者庁長官 様